

幼保連携型認定こども園における園庭の取り扱いについて

1 課題

- (1) 代替地（公園、寺社境内など施設が専有できないもの）を園庭として取り扱うか。
- (2) 園舎の屋上（バルコニー、ベランダ等も含む。）を園庭として取り扱うか。

2 ワーキングチームでの意見

- (1) 代替地は施設が専有できず、以下のように、教育の場として不十分である。
 - ① 教育上必要なときに、いつでも使うことができるとは限らない。
 - ② 園児が穴を掘るなど、自由な使い方ができない。
 - ③ 遊び場として手を加えることや、物を置くことができない。
 - ④ 不特定の者が常時自由に出入りすることができ、また、フェンスや防犯カメラなどの安全対策を施設が行うことはできないので、施設が安全管理に責任を持ってない。
 - ⑤ 施設の都合だけでは教育上必要な環境の整備を行うことができない。
- (2) 屋上は危険が高く、維持管理・安全管理も限界がある。
- (3) 保育所において屋上を園庭とすることができるようになったのは、待機児童対策が目的であり、金沢の場合は当てはまらないと考えられる。
- (4) 保育室の面積などは高い基準としながら、ここを緩和することは整合性がない。
- (5) 国が今後、園庭について緩和策を示してきたとしても、金沢市として、高い教育・保育水準を維持するため、原則についての考え方を定めておくことは意義があると思われる。

3 本市の考え方（案）

- (1) 代替地について
 - ① 園庭は施設の同一敷地内又は隣接地にあり、施設が専有できる場所のみとし、公園等の代替地は園庭として認めない。
 - ② ただし、同一敷地内又は隣接地に十分な園庭があるものの、教育・保育の需要に対応するために行なった定員の増などにより、園庭の面積が若干不足する場合に限り、隣接する代替地のみ面積の一部に加えることは認めることとする。この場合は、当該代替地が、日々の利用が可能であり、安全面や環境面で問題のない状況であることを十分に考慮する。
- (2) 屋上について
園庭としては一切認めない。

<参 考>

ア 幼保連携型認定こども園

○幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（H26. 9. 8議決）

第7条第5項 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

○子ども・子育て会議（第10回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第11回）合同会議資料

H25. 12. 26)

- ・幼保連携型認定こども園における代替地の取扱いについて・・・教育的観点（子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等）を重視し、・・・代替地の面積算入は不可とする。
- ・幼保連携型認定こども園における屋上の取扱いについて・・・教育的観点（子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等）を重視し、・・・屋上（バルコニー等を含む。）の面積算入は原則不可とする。
ただし、一般的な屋上と異なり、以下の要件（※ 保育所の基準と同じ）を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。

イ 幼稚園（幼稚園型認定こども園も同じ）

○幼稚園設置基準（S31 文部省令第32号）

第8条2項 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

ウ 保育所（保育所型認定こども園も同じ）

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（H24 条例第43号）

第42条第2項第1号 保育室、遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。

○厚生労働省通知（「児童福祉施設最低基準の一部改正について」 H14. 12. 25）

- ・屋外屋遊技場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上を利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯として利用することも考えられること。ただし・・・屋上に屋外遊技場を設ける場合においては、・・・次の点につき十分指導されたいこと。

- (1) ※ 保育環境への配慮
- (2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - (ア) (イ) ※建築・消防の基準の遵守
 - (ウ) 屋上への出入り口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - (エ) 油その他引火性の強い物を置かないこと。
 - (オ) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
 - (カ) 警報装置は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - (キ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。